

使用権原疎明書面 (自認書 兼 使用承諾証明書)

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)		水戸市笠原町〇〇番地 (市又は郡から記載する。また、〇〇町1-2-3のような記載でよく、大字・丁目・番地・番・号は省略可能)			(駐車場名称・駐車枠番号)	
自認書の場合 は記入不要	使用者	住所	(記載不要)			(記載不要) 使用者と契約者の関係 該当に○を付けること 本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()
		氏名	(記載不要)	電話	(記載不要)	
	保管場所の契約者 (使用者と異なる場合)	住所	(記載不要)			
		氏名	(記載不要)	電話	(記載不要)	
使用期間	(記載不要) 年 月 日 から 年 月 日まで					
保管場所の所有者 又は管理者欄 (他に共有者がいる場合は、 右欄の空白部に全員の住所・ 氏名を記名押印又は署名する こと。)		<p>保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有(管理)であることに相違ありませんので、使用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。</p> <p>(住所については、市又は郡から記載する。また、〇〇町1-2-3のような記載でよく、大字・丁目・番地・番・号は省略可能)</p> <p>(元号を記載) 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏名又は名称 自動車保管場所証明申請書の申請者と同一になる。 印</p> <p>電 話 番 号</p> <p>(※借地借家法に基づく定期借地権の契約期間である場合は、自認書として作成して差し支えない。)</p>				

- 備考
- 1 自認書として使用する場合は、保管場所の位置及び保管場所の所有者欄に記載すること。
 - 2 使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載すること。
 - 3 保管場所の所有者又は管理者欄の氏名又は名称については、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。